防府市機構集積協力金交付要綱

平成２６年４月１日制定
平成２８年５月１６日改正
平成２９年１月１２日改正
平成３１年４月１日改正
令和元年５月８日改正
令和２年４月１日改正
令和３年４月１日改正
令和４年７月６日改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年２月６日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第５の３に基づき、第３の３の事業を実施するにあたり、担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じた農地の集積・集約化に協力する地域・個人に対し、機構集積協力金（以下「協力金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この協力金は、実施要綱に基づき、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を推進することにより、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を目的とする。

（事業の内容）

第３条　本事業は、地域集積協力金交付事業による地域集積協力金の交付及び集約化奨励金交付事業による集約化奨励金の交付、並びに経営転換協力金交付事業による経営転換協力金の交付とする。

（協力金の交付要件等）

第４条　協力金の交付要件等は次のとおりとする。

１　地域集積協力金交付事業

（１）交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とする。

ア　防府市内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること（区域の外縁が明確である場合に限る。）。

イ以下のいずれかに該当するものであること。

（ア）農業集落、大字又は学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの

（イ）（ア）によりがたい場合には、10ha 以上のまとまりのある農地で人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの

ウ　構成戸数が複数戸であること。

エ　農地面積が農地台帳により明確であること。

（２）一度定めた「地域」の取扱い

ア　本協力金の交付を受けた後に、人・農地プランの対象区域が変更された場合等、「地域」の範囲を見直すことが必要であると認める場合は、都道府県と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができる。

イ　本協力金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を２回目以降の交付額の算定に用いる（アの場合には、見直し後の「地域」をその年度の支払いの算定に用いる。）ことを原則とする。

（３）交付対象者

地域内の一定割合以上を機構に貸し付けた地域において、協力金の使途に係る関係者の話し合い等により、協力金を申請することを認められた者。

（４）交付額

アの「機構の活用率」に応じて、（５）の（イ）に定める「交付単価」にイの「交付対象面積」を乗じた額を交付する。

なお、令和３年度に地域集積協力金交付事業の集積タイプにおいて交付を受けた農地面積のうち、本実施要綱の改正（令和３年 12 月 20 日付け３経営第 2230　号）により差額が生じ、かつ令和３年度に当該

差額の交付を受けなかった農地面積については、当該差額について令和４年度内の申請を可能とし、都道府県基金のみにより交付できることとする。

ア　機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出する。

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積＋機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

注１：「機構への貸付面積」とは、事業実施年度の２月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付等面積を含む合計面積）とする。

注２：「機構の農作業委託総面積」とは、事業実施年度の２月末時点で機構を通じて農作業委託した農地の総面積（委託を解消したものを除く。）とする。

注３:分母となる「「地域」の農地面積」については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができる。

イ　交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出する。

交付対象面積（貸付）　＝　対象期間内の貸付面積　－　再貸付等面積
　　－　貸付期間６年未満の農地面積

交付対象面積（委託）　＝　対象期間内の農作業委託面積

注１:農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第４条に基づく権利及び義務の承継の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとする。なお、アの機構の活用率の算出の際は、当該農地を含めるものとする。

注２：「対象期間内の貸付面積」とは、原則、事業実施年度の前年度の３月から事業実施年度の２月末までに機構に貸し付けられた農地面積とする。

ただし、令和３年度において、地域の話合いの開催時期や農作物の作期の都合等により、機構への農地の貸付けが２月末を跨いで順次行われた地域については、令和３年度の９月から令和４年度の８月までに機構に貸し付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として算定できるものとする。

なお、この取扱いは、令和３年度の２月末時点で集計した場合の交付額が、令和３年度の９月から令和４年度の８月までの機構への貸付面積（貸付予定面積を含む。）で算定した場合の交付額を下回ることが見込まれる地域に限るものとする。

注３：「再貸付等面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられ、又は機構を通じて農作業委託されたことのある農地で、機構との貸借（委託）期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とする。

注４：「対象期間内の農作業委託面積」とは、対象期間内の貸付面積以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の３月から事業実施年度の２月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積とする。

ただし、地域集積協力金（令和元年度から令和３年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外とする。

（５）　交付要件及び交付単価

（ア）交付要件

ア　交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも 10%以上であることが必要となる。ただし、担い手が不足する地域であって、新規就農者等を受け入れ、目標年度（事業実施年度の翌々年度。以下同じ。）までに当該要件の達成に取り組む場合は５％以上とする。この場合、目標年度までに当該要件を達成するための具体的な計画（以下「目標達成計画」という。）を作成することが必要となる。

a　新たに担い手に集積される農地面積

ｂ　機構から転貸若しくは特定農作業委託又は機構を通じて特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積（計画を含む。）から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託される前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

注１：「担い手が不足する地域」とは、中心経営体（人・農地プランに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体）に新規就農者等を位置付け、当該新規就農者等を含む担い手への農地集積に取り組む地域のことをいう。

注２：「新たに担い手に集積される」とは、機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託された日の前年度の３月末時点から機構へ貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託されるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸付け又は特定農作業委託されること及びこれと一体的に機構を通じて担い手に特定農作業受託されることをいう。

イ　機構を通じた農作業委託に取り組む場合

以下に該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とする。

（ア）市町村及び機構に対して地域集積協力金参加申込書（様式第３号）を提出すること。

（イ）委託期間は10 年以上とすること。

（ウ）「地域」内の機構への貸付農地と一体的に取り組むこと。

（イ）交付単価

ａ　一般地域（ｂの地域以外）

（ａ）機構の活用率が20％超40％以下：1.0万円/10a

（ｂ）機構の活用率が40％超70％以下：1.6万円/10a

（ｃ）機構の活用率が70％超：2.2万円/10a

（ｄ）機構の活用率が80％超：2.8 万円/10a

ただし、前年度以前に地域集積協力金（令和元年度から令和

３年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けており、かつ、再度交付申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請することとする。

ｂ　中山間地域

（ａ）機構の活用率が４％超15％以下：1.0万円/10a

（ｂ）機構の活用率が15％超30％以下：1.6万円/10a

（ｃ）機構の活用率が30％超50％以下：2.2万円/10a

（ｄ）機構の活用率が50％超：2.8万円/10a

（ｅ）機構の活用率が80％超：3.4 万円/10a

機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価については、ａ及びｂの交付単価に0.5 を乗じた交付単価とします。

（ウ）中山間地域の交付単価の適用範囲等

ａ　（イ）のｂの中山間地域の交付単価を適用する「地域」は、以下の全てに該当する「地域」とする。

（ａ）中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年３月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第２の「地域別農業振興計画」において、本事業の実施について位置付けられていること。

（ｂ）「農林統計に用いる地域区分について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準（旧市区町村別）に該当すること。

ｂ　一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第38号農林水産事務次官依命通知）第６の２の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であって、ａの（ａ）に該当する「地域」に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用する。

（エ）一般地域と中山間地域が混在する「地域」の場合の交付額の算定方法

（１）の「地域」内に一般地域と中山間地域が混在している場合は、それぞれの地域ごとの「機構の活用率」及び「交付対象面積」を用いて算定した額を合算して交付額を算定するものとする。

（６）交付金の使途

交付対象地域は市から交付を受けた本協力金につき、地域農業の発展を図る観点から、その使途を自ら決めることができる。

なお、話合いにより自ら交付金の使途を決定した場合には、その内容を市町村に報告すること。

（７）交付金の返還

目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金を当該地域に返還させることとする。

２　集約化奨励金交付事業

（１）交付対象地域

１の（１）及び（２）に準じることとする。

（２）交付要件及び交付単価

（ア）交付要件

ア　集約化タイプの交付を受けるためには、以下のいずれかの要件を満たすことが必要

ａ　「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する１ha 以上（中山間地域（アの（ウ）のａの（ｂ）に該当する「地域」）及び樹園地については 0.5ha 以上の団地面積の割合が目標年度までに 10 ポイント以上増加すること。

ｂ　「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する１ha 以上の団地面積の割合が目標年度までに 20 ポイント以上増加すること。

ｃ　同一の耕作者が耕作する 1ha 以上の団地面積の割合が 30％以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する１筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度までに 1.5

倍以上となること。

イ　機構を通じた農作業受託に取り組む場合

以下に該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。

ａ　市町村及び機構に対して集約化奨励金参加申込書（様式第４号）を提出すること。

ｂ　受託者の決定に当たっては、機構の事業規程で定める貸付先ルールに即した検討が行われるよう、機構が「地域」の話合いの段階から農地利用調整に参加すること。

（イ）交付単価

ア　（ア）のアの交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とする。

ａ　（ア）のアのａ：1.0 万円/10a

ｂ　（ア）のアのｂ又はｃ：3.0 万円/10a

イ　機構を通じた農作業受託の農地面積については、アの交付単価に 0.5 を乗じた交付単価とします。

（３）交付額

ア（２）の（ア）の交付単価にイの「交付対象面積」を乗じた額を交付する。

イ　交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出する。

ただし、集約化奨励金の交付を受けたことのある農地（令和元年度から令和３年度までにおいては、地域集積協力金事業のうち集約化タイプの交付を受けたことのある農地も同じ。）は対象外とする。

交付対象面積（転貸）＝対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積

交付対象面積（受託）＝対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積

注１：「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が６年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の３月から目標年度の２

月末までに機構から転貸された農地面積とする。

注２：「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者が耕作する１ha 以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の３月から目標年度の２月末までに増加した団地面積とする。

注３：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の３月から目標年度の２月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とする。

（４）交付金の使途

第４の１の（６）に準ずることとする。

（５）交付金の返還

ア　１の事業に取り組む「地域」において、目標年度の２月末時点における交付対象面積が、交付額の算定時における交付対象面積に満たない場合は、受給した集約化奨励金の差額を返還しなければならない。

イ　目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、受給した集約化奨励金を返還しなければならない。

３　経営転換協力金交付事業

（１）　交付対象者

以下のいずれかに該当する農地所有者（個人又は法人）とする。

ア　農業部門の減少により経営転換する農業者

イ　リタイアする農業者

ウ　農地の相続人で農業経営を行わない者

（２）　交付要件

ア　農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

機構に対し、全ての自作地を 10 年以上貸し付けること。ただし、以下の自作地を除く。

（ア）　農業振興地域外の自作地

（イ）　農業振興地域内の 10a 未満（畦畔を除いた面積とする。）の自

作地

（ウ）　機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地

（エ）　減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地

イ　リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合機構に対し、全ての自作地を 10 年以上貸し付けること。ただし、以下の自作地を除く。

（ア）　農業振興地域外の自作地

（イ）　農業振興地域内の 10a 未満（畦畔を除いた面積とする。）の自作地

（ウ）　機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地

ウ　リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は、農業経営を目的として利用権の設定を受けている農地又は特定農作業受委託契約に基づき農作業を受託している農地がある場合には、これらを解除すること。

エ　遊休農地の所有者はこれを解消すること。ただし、所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸し付けの意思を文書で表明した場合は、遊休農地の解消に係る交付要件を満たしたものとみなす。

オ　自作地に共有農地が含まれる場合において、交付を受けた本協力金に関し共有持分を有する相続人と調整等が必要な場合は、交付申請者が行うこと。

また、基盤強化法第 21 条の３に掲げる共有者不明農用地等に係る公示又は農地法第 41 条に掲げる都道府県知事の裁定の手続きにより機構が利用権の設定を受けた農地が、自作地に含まれる場合にあっても、同様とする。

カ　交付対象者は、交付決定後 10 年間、次のことを行わないこと。

（ア）　農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得

及び特定農作業受託

（イ）　リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託（新たな相続により農地を取得した場合、交付申請時に貸し付けていた所有農地について、貸借期間の満了又は合意解約により使用収益権を回復した場合には、イに準じて機構に対し農地を貸し付けること。）

キ　機構に貸し付けた農地が転貸又は特定農作業委託されていること。ただし、交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受けた場合は交付対象にならない。

ク　本協力金のほか、以下の補助金の交付を受けていないこと（相続人を含む。）。

（ア）　戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）別記２及び担い手への農地集積推進事業実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 432 号農林水産事務次官依命通知）別記１に基づく経営転換協力金

（イ）　地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）別記２に基づく被災地域農地集積支援金及び改正後の同実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 462 号農林水産事務次官依命通知）別記２に基づく経営転換支援金

（３）　交付額

平成 31 年１月以降に機構に貸し付けられた農地であって、毎年度 12 月末までに交付申請があった農地面積（畦畔面積を含む。）に応じ、以下の金額を交付する（交付申請の時期が、機構に貸し付けた日の属する年度の翌年度を過ぎた場合は交付しない。）。ただし、遊休農地については、機構が借り受けた場合であっても当該農地面積には算入しない。

令和４年度及び５年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0 万円/10a（上限 25 万円／戸）

なお、令和４年度及び５年度は、機構に貸し付けたれた農地の全部又は一部が、機構に貸し付けられた日の属する年度と同一年度内に１の地域集積協力金交付事業又は２の集約化奨励金交付事業（以下「地域集積協力金交付事業等」という。）の交付申請を行う「地域」に含まれる場合についてのみ交付対象とする。

ただし、令和２年度の１月から令和３年度の 12 月末までに機構に貸し付けられ、令和３年度の１月から２月末までに本協力金の交付要件を満たした農地については、当該農地の全部又は一部が、令和３年度に地域集積協力金交付事業等の交付を受けた、又は令和４年度に地域集積協力金交付事業等の交付申請を行う「地域」に含まれている場合に限り交付対象とする。

（協力金の交付申請）

第５条　協力金の交付を受けようとする者は、以下のいずれかの交付申請書を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、
市長が定める日までに交付申請しなければならない。

（１）地域集積協力金交付申請書（様式第１号又は様式第２号）

（２）経営転換協力金交付申請書（様式第３号又は様式第４号）

（協力金の交付決定）

第６条　市長は、前条の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付要件を満たすことの認定をしたときは機構集積協力金交付決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（協力金の交付）

第７条　交付決定通知書を受けた者（以下「受給者」という。）は、機構集積協力金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（協力金の返還等）

第８条　経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後 10 年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、受給した協力金を返還しなければならない。ただし、土地収用や機構法第 20 条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は除く。

２　市長は、協力金の返還がある場合において、当該受給者に対し、協力金の

交付の決定を取り消し、機構集積協力金交付取消通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（報告及び検査）

第９条　市長は、協力金の交付が適切に実施されているか確認するため、交付対象者に対し、報告の徴収又は立入検査について協力を求めることができるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年５月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年７月６日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

農業部門の減少による経営転換

経営転換協力金交付申請書

防府市長　様

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

申請年月日	年　　月　　日

交付申請者欄				
フリガナ				
氏名				
住所	（〒　　－　　）			
	都道府県			市区町村
電話	―　　―	FAX	―　　―	

（1）経営面積

自作地		借地		合計	
	m²		m²		m²

※　特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

（2）廃止する農業部門

機構への貸付前に経営していた農業部門

番号	品目

廃止する農業部門

番号	品目

番号欄には、以下の農業部門の番号を記載して、品目を記入して下さい。
① 土地利用型作物　② 露地野菜等
③ 施設野菜　④ 露地果樹
⑤ 施設果樹　⑥ 露地花き
⑦ 施設花き　⑧ 茶
⑨ 牧草　⑩ サトウキビ
⑪ その他（上記以外の農業生産部門）

（3）交付申請面積及び交付申請金額（（1）の自作地の内数）

所　在	地　番	地目	面　積	
				m²
				m²
				m²
合計面積				m²
交付申請面積（a単位）				a

※　記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
※　各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。
※　交付申請面積（合計面積）はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
※　遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円

（4）耕作等を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m²		m²		m²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	（「有」の場合）所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明（※該当しない場合は申請できません。）	□ 該当する

（5）個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	□ 同意する

様式第2号（第5条関係）

リタイア、相続

経営転換協力金交付申請書

防府市長　様

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

申請年月日	年　　月　　日

交付申請者欄	フリガナ			
	氏名			
	住所	（〒　　－　　）		
		都道府県		市区町村
	電話	—　　—	FAX	—　　—

（1） 経営面積

自作地		借地		合計	
	㎡		㎡		㎡

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

（2） 交付申請面積及び交付申請金額（（1）の自作地の内数）

所　在	地　番	地目	面　積	
				㎡
				㎡
				㎡
				㎡
合計面積				㎡
交付申請面積（a単位）				a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。
※ 交付申請面積（合計面積）はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円

（3） 耕作等を続ける農地

自作地	
	㎡

※ 耕作等を続ける農地は10a未満である必要があります。（特定農作業委託を行っている農地も自作地に含みます。）
※ 借地や特定農作業受託している農地がある場合には、これらを解除する必要があります。

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	（「有」の場合） 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明（※該当しない場合は申請できません。）	□ 該当する

（4） 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	□ 同意する

様式第３号

地域集積協力金参加申込書
（農作業委託）

防府市長　様
山口県農地中間管理機構理事長　様

・　農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化に取り組むため、以下のとおり農作業の委託を申し込みます。
・　また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②今後、農地中間管理機構を活用し、地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加すること、③リタイアする際には農地を農地中間管理機構に貸し付けることを誓約します。

「地域」名
代表者名

記

（１）　農作業委託者

申込年月日	年　　月　　日

フリガナ			
氏名			
住所	（〒　　－　　）		
	都道府県		市区町村
電話	―　　―	FAX	―　　―

（２）　経営面積

自作地		借地		合計	
	㎡		㎡		㎡

（３）　農作業委託の内容

所　在	地　番	地目	作目	期　間	委託する農作業	面　積	
							㎡
							㎡
							㎡
合計面積							㎡
合計面積（a単位）							a

（注1）　本事業により農作業委託を希望する農地の詳細について記載してください。
（注2）　期間は10年以上を設定してください。
（注3）　委託する農作業の欄には基幹的な作業を3つ以上を記載してください。

※　記入欄が足りないときは、別紙として参加申込書に添付してください。
※　各筆毎の面積は㎡単位とし、１㎡未満は切り捨てて記入してください。
※　交付申請面積（合計面積）はａ単位とし、１ａ未満は切り捨てて記入してください。
※　当該農作業委託をする農地が新たに農作業受委託されることがわかる書面（農作業受委託契約書等）を添付してください。

（４）　個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	□　同意する

様式第４号

集約化奨励金参加申込書
（農作業受託）

防府市長　殿
山口県農地中間管理機構理事長　殿

・　農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化に取り組むため、以下のとおり農作業の受託を申し込みます。
・　また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②今後、農地中間管理機構を活用し、地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加することをを誓約します。

「地域」名
代表者名

記

（１）　農作業受託者

申込年月日	年　　月　　日

フリガナ			
氏名			
住所	（〒　　－　　）		
	都道府県　　市区町村		
電話	―　　―	FAX	―　　―

（２）　経営面積

自作地		借地		合計	
	㎡		㎡		㎡

（３）　農作業受託の内容

所　在	地　番	地目	作目	期　間	受託する農作業	面　積	
							㎡
							㎡
							㎡
合計面積							㎡
合計面積（a単位）							a

（注1）　本事業により農作業受託を希望する農地の詳細について記載してください。
（注2）　受託する農作業の欄には基幹的な作業を3つ以上記載してください。

※　記入欄が足りないときは、別紙として参加申込書に添付してください。
※　各筆毎の面積は㎡単位とし、１㎡未満は切り捨てて記入してください。
※　交付申請面積（合計面積）はａ単位とし、１ａ未満は切り捨てて記入してください。
※　当該農作業受託をする農地が新たに農作業受委託されていることがわかる書面（農作業受委託契約書等）を添付してください。

（４）　個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	□　同意する

様式第１号～４号の別添

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業の実施に係る集落等への説明会や県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注１）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注２）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等（注１）	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、農地利用効率化等支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域当直接支払交付金　等
関係機関（注２）	国、県、市、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体　等

様式第５号

第　　号

年(　　年)　　月　　日

様

防府市長　　印

年度防府市機構集積協力金交付決定通知書

年度防府市機構集積協力金（以下「協力金」という。）については、次のとおり交付することに決定したので、防府市機構集積協力金交付要綱第６条の規定により通知します。

１　協力金の交付決定額

事　業　名	交付決定額
地域集積協力金交付事業	円
集約化奨励金交付事業	円
経営転換協力金交付事業	円

２　交付の条件

防府市機構集積協力金交付要綱に従わなければならない。

様式第６号

年　　月　　日

（宛先）防府市長

申請者

住所

氏名

機構集積協力金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定通知のありました機構集積協力金について、防府市機構集積協力金交付要綱第７条の規定により金　　円を交付されるよう請求します。

事　業　名	請　求　額
地域集積協力金交付事業	円
集約化奨励金交付事業	円
経営転換協力金交付事業	円

振込先金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協・信用組合								
	支店・店・支所・出張所								
口座番号・種別									1:普通 2:当座
口座名義 カタカナで記入願います									

様式第７号

第　　号

年(　　年)　　月　　日

様

防府市長　　印

機構集積協力金交付決定取消通知書

年　月　日付け　　第　　号により交付決定した、機構集積協力金について、下記により交付決定を取り消すことに決定しましたので通知します。

記

１　理由

２　協力金交付決定額　　円

３　交付決定取消金額　　円

４　返還期日　　年　　月　　日

５　返還方法